

トピックス 農地取得に係る下限面積が変更されました！



去る3月3日の農業委員会で農地取得に係る下限面積が変更されました。これは、農地法による農地取得後に、最低〇〇アール以上（以下、下限面積）でなければ農地法第3条の許可ができないという要件です。耕作を目的とした農地の売買や贈与、貸借、特定遺贈によって権利を取得する際に適用されます。（農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業による貸借の場合、下限面積は関係ありません。）変更後の下限面積は下表のとおりです。

○農地法施行規則第17条第1項の適用

下限面積	適用地域
30アール	旧佐伯市、旧弥生町、旧宇目町、旧直川村の区域に限る
20アール	旧上浦町、旧本匠村、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町の区域に限る
10アール	佐伯市（旧大入島村の区域に限る）

○農地法施行規則第17条第2項の適用

下限面積	適用地域
0.1アール	市の空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で農業委員会が指定した農地に限る
0.1アール	農用地区域外の農地に限る

（注）施行規則17条2項適用農地が、17条1項適用農地に優先

特集

「農地利用状況調査・意向調査」にご協力をお願いします。

8月から9月にかけて、市内全農地の利用状況を調査します。

調査の結果、遊休農地（耕作をせず草刈りなどの管理もしていない農地など）となった場合は、今後の農地の有効利用や遊休農地解消のため、農地利用意向調査を実施し、調査の回答をもとに優良農地の確保と有効利用、意欲ある農業者への利用集積を図っていく予定です。



- ・調査員は帽子の着用と身分証明書等を携行します。
- ・調査にあたり農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。



（現地調査の様子）

お知らせ

農業委員、推進委員の任期があと1年を切りました。

現在の農業委員、推進委員は令和5年7月19日で任期満了となります。来年の1月頃に市報及び佐伯市公式ホームページで募集をかける予定です。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。

- 申請書の締切日は毎月15日です。（15日が閉庁日の場合には、次の開庁日）
- 許可書が交付されるまでは、転用等はできません。
- 申請書は、佐伯市公式ホームページからもダウンロードできます。

おしえて！農業委員会

今回は、転用許可の基準となる「農地区分」についてです。

一口に農地と言っても、農地はその位置、自然条件、都市的環境により次のように区分されます。



農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地	○集団農地（10ha以上） ○農業公共投資対象農地 ○生産力の高い農地	原則不許可
第2種農地	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	都市的整備がされた区域内の農地	原則許可



市街地に近接した農地や生産性の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）及び一般基準に応じ転用の可否が判断されます。

※○農業公共投資対象農地一例：基盤整備・圃場整備など

※原則不許可であっても、例外的に許可する場合がありますので、詳細については農業委員会事務局までお尋ねください。

今が旬（森岡農園）



今回は、菜季市場直販部会長 森岡農園を訪ねました。



森岡農園（森岡啓祐さん、範子さん）

（左から、愛犬てんちゃん、マメリちゃん）

☎ 0972-28-3707

【経営概要】水稲、施設野菜、ぶどう、露地かぼすなど

- ①Q. 農業を始めたきっかけを教えてください。
A. 1ターンがきっかけです。今は直売の果樹、野菜を栽培。自宅直売店や市内スーパーに出荷しています。
- ②Q. 直販部会のモットーは？
A. 地元の農産物や加工品の販売を通して地域を盛り上げていきたいです。高齢化しているので会員募集中です。
- ③Q. 夫婦の役割分担はどうしていますか？
A. 米は夫、施設野菜・販売は妻、その他は二人で作業。
- ④Q. 工夫していることはありますか？
A. コストを抑えるためハウス、農業・加工機械は中古です。生産物をすべて利用できるよう漬物とソース類の加工をはじめました。
- ⑤Q. これからの夢を聞かせてください。
A. 自宅の直売店を中心にしたいので、果樹の改植をしたり加工品を充実させたいです。

ピックアップ

耕作放棄地解消としてヒマワリ・唐辛子の植付けに取組みました。

5月17日に農業・推進委員・事務局10名で、蒲江森崎地区にヒマワリと新たに赤唐辛子を定植しました。赤唐辛子は忌避効果があるとのことで害獣対策としての効果も期待しています。収穫したものは蒲江の飲食店と地域のメニューが作れたら素敵ですね。ヒマワリも見ごろを迎えています。蒲江インターパークへの道すがら、ヒマワリが皆様の目を悦ばせてくれればと願っています。



↑佐伯市HPをチェック！

（昨年のヒマワリの様子）

編集後記

5月17日に、遊休農地解消事業として蒲江森崎浦で、ヒマワリ・赤唐辛子の定植、防除ネットの修理が行われました。私は農繁期のため参加出来ませんでした。関係委員さん、事務局の皆さん、大変お疲れ様でした。

私事で恐縮ですが、5月といえばお茶です。茶工場を営んでいるため、この時期は活動する事ができません。6年前に父を亡くし、昨年母が入院。親戚、家族、地域の皆さんに支えられ今日まで頑張ってきました。近隣の茶工場・茶生産者の方々にも、ご負担をおかけしました。これからまだまだ、作業は続きますが、後ろ振り返っても仕方ないので、前向きに仕事に励みたいと思います（笑）。

広報委員（稗田 千公）

発行元：佐伯市農業委員会

編集：佐伯市農業委員会広報部

広報委員〈農業委員〉竹中 裕子・山田 美之
波戸崎 孝

〈推進委員〉山田 裕也・稗田 千公

農業委員会事務局 ☎0972-22-4023

E-mail nousiyo@city.saiki.lg.jp